

観光プロモーション用映像制作等業務委託 基本仕様書

この仕様書は、山形市の魅力を発信し観光客を誘客することを目的に、ストーリー性・訴求力のあるコンセプトシートの企画・作成、旅前における誘客プロモーション映像の制作、旅中における体験型コンテンツ映像の制作、プロモーション及び効果検証に関する業務を委託するにあたっての必要な事項を指示するものとする。

1 業務名称

観光プロモーション用映像制作等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月30日（月）まで

3 履行場所

山形県山形市内 ほか

4 概要

(1) 背景・目的

山形市には、自然や文化、食などの豊かな観光資源が数多く存在する。こうした魅力をより印象深く伝えるために、観光資源を整理・収斂させ、山形市に行ってみたいと思わせるようなストーリー性の高いコンセプトシートを企画・作成し、それをもとに誘客を促す観光プロモーション映像を制作し、旅前（*1）の国内観光客に向けて発信することで、山形市への観光客増加に加え、滞在時間の延長や体験予約の促進による消費額の向上を図ることを目的とする。

また、山形市では今後、日本一の観光案内所を整備し、充実した観光情報の発信及び体験ができる観光拠点にしていくことから、この開設に合わせて施設内の展示スペースや観光ギャラリー等で活用できるプロジェクション映像を制作することで、旅中（*2）の国内外の観光客に対し、四季折々の雄大な自然やまだ見ぬ山形市の魅力を認知及び体験させ、再来訪を促すことを目的とする。

*1 旅前：旅行に出かける前に下調べや準備をする期間のこと。

*2 旅中：旅行者が実際に旅行先を訪れている期間のこと。

5 業務内容

(1) 全般について

本業務を実施するにあたり、以下の事項を踏まえ業務を遂行すること。

- ア 受託者は、山形市の魅力が的確に伝わるよう、次項5（2）以降に記載の業務内容をすべて企画・実施すること。
- イ 受託者は、次項5（2）以降に記載の業務内容に関して、各事業の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、山形市の承認を得ること。
- ウ 業務の詳細について 山形市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に山形市に報告すること。
- エ 事業の実施にあたっては、山形市の観光産業全体の振興に資するよう、専門的かつ可能な限り公平な視点で実施すること。
- オ 関係者との調整等、許諾に要する一切の調整業務を行うこと。
- カ 撮影や編集に係る一切の経費（キャスティング費、機材調達費、コーディネート費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- キ 撮影にあたっては、事前に管理者等に撮影及び放送・動画配信の許可を得て、時間調整や必要な手続きを行うこと。

- ク 制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。なお、やむを得ない理由で遅延が想定される場合には、事前に山形市に報告し、調整を図ること。
- ケ 業務体制については、制作責任者に当たるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。なお、ディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声等のマルチメディア制作を行う上で必要な知識、経験及び技能を有し、観光客誘致の視点に立ち、観光客への訴求を行うプロモーション映像やプロジェクションマッピング映像の制作、または監修経験をもつ者とする。また、訴求対象となるターゲットへの知見が深い者を体制に含めること。

(2) コンセプトシート（原稿）の企画・作成

今後整備を予定している「日本一の観光案内所」では、山形市の多彩な観光の魅力を中心に発信していくことを想定しており、効果的な観光情報の発信にあたり、訴求力のある観光案内やガイドなど、さまざまな場面で活用できる、誰もが山形の魅力を語れるストーリー性の高いコンセプトシートの原稿を作成すること。

本業務で作成するコンセプトシートは、本業務における映像制作だけでなく、山形市内の各観光案内所の現場スタッフの説明、観光ガイド、ウェブサイト等にも汎用的に活用することを想定すること。

なお、訴求力のあるコンセプトシートとするため、山形市の魅力を整理し収斂するなど、以下の要件を踏まえて企画・作成すること。

ア 想定ターゲット

旅行に関心を持つ国内在住の方（特に、メインターゲットは20～30代女性を想定）

イ コンセプトシートの企画立案

山形市の観光の魅力が誰もが語れるストーリー性の高いコンセプトシートを作成するため、以下（ア）～（オ）に基づきコンセプトシートの企画を立案すること。

（ア）観光客ニーズの整理

山形市の観光の強みを踏まえ、山形市における観光客の来訪時期やニーズを整理し、下記ア（イ）（ウ）につながるようコンセプトシートの企画・作成に向けた考え方を提案すること。

（イ）ターゲットの分析

上記5（2）イ（ア）を踏まえ、メインターゲットとする旅行に関心を持つ国内の20～30代女性の具体的なインサイトやペルソナ像を設定すること。

（ウ）訴求テーマの立案

「深みのある観光を体験できる山形市」を強く印象づけるコンセプトシートとするため、来訪時期やニーズに合わせた複数の訴求テーマを立案し、以下の例や参考資料1「山形市の観光コンテンツ一覧」を踏まえ、10種類以上のコンセプトシートを作成すること。

（例）四季（春・夏・秋・冬）や山形市の魅力（温泉・食・文化・自然・アクティビティ）ごともしくは各テーマの掛け合わせなど、観光需要に応じた訴求テーマとすること。

（エ）コンセプトシートの作成イメージ

コンセプトシートにおける原稿は基本的に文章で作成し、文量としては訴求テーマごとに文字数1,200文字以内とすること。ただし、コンセプトシートにイラストや画像などイメージを添えることは制限するものではない。

ウ 取材・調査

本業務のプロポーザル時点で企画提案したコンセプトシートは採択後さらにブラッシュアップするため、必要に応じて観光関連団体や組織、個人などに取材及び調査を行うほか、ストーリー性の高い文脈や深みのある山形市の魅力を掘り起こし、コンセプトシートへの反映を想定すること。なお、取材先及び内容は山形市と協議のうえ決定し、取材は5回以上を想定すること。

エ その他

作成したコンセプトシートは、各観光案内所の現場スタッフの説明、観光ガイド、ウェブサイト等での活用を想定しているため、ワードやエクセルなどの編集可能なファイル形式によるデータで納品すること。具体的なファイル形式については、委託者と納品形態等を確認・調整し、データの納品等を行うこと。

(3) 旅前における誘客プロモーション映像の制作

上記5(2)で作成したコンセプトシートを基に映像シナリオ及び絵コンテを作成し、山形市の魅力が伝わるような映像を撮影・編集し、旅前での情報発信による誘客促進・周遊促進につながる映像制作を行うこと。なお、今年度においてはすべての四季の映像シナリオ及び絵コンテの提案を必要とするが、撮影及び映像制作に関しては夏・秋・冬のみを想定とする。

ア 想定ターゲット

旅行に関心を持つ国内在住の方（特に、メインターゲットは20～30代女性を想定）

イ 映像シナリオ及び絵コンテの作成

上記5(2)に基づいて、旅前における誘客プロモーション映像の企画立案を行い、各映像のシナリオ（タイトル含む）及び絵コンテを作成すること。

ウ 撮影

撮影に関しては、大型ビジョンやサイネージに耐えうる映像投影ができるよう、原則4K相当での新規撮影を行うこと。なお、受託者が保有している既存素材等がある場合には、それらを使用することを制限するものではない。ただし、新規撮影の映像と組み合わせる際は、編集後の映像の品質を損なわないように留意すること。

エ 撮影地

上記5(3)イで作成するシナリオ絵コンテに基づき、「深みのある観光を体験できる山形市」を表現するのに適切なスポットやコンテンツ、人物などを選定すること。撮影場所は基本的に山形市及び近隣自治体を想定する。なお、スポットやコンテンツ、人物などについては、撮影前に山形市と協議のうえ決定する。

（例）中心市街地、蔵王温泉、御釜、山寺、面白山、伝統文化、祭り、歴史的建築物、神社仏閣、温泉、アクティビティ等

オ 編集の方向性・制作本数

映像の編集に関しては、四季ごとに山形市の深みのある魅力が伝えるストーリー性の高い映像を制作し、来訪時期やニーズに応じた訴求力のある映像とすること。また、必要に応じ音楽やナレーション、テロップ等を盛り込み、山形市にあまり関心のない視聴者が見ても興味喚起・理解できるような工夫をすること。

No.	テーマ	尺	納品本数
1	四季や観光ニーズごとのプロモーション映像 長尺編	3分以内	7本以上
2	四季や観光ニーズごとのプロモーション映像 短尺編	30秒	7本以上

カ 活用シーン

市ホームページへの掲載や旅行博でのプロモーション、山形市が関わる観光イベント、観光案内所展示ギャラリー、屋外大型ビジョン及びデジタルサイネージ、観光関連施設、各種ウェブサイト、各種SNSなどでの利用にも活用することを想定する。

キ 使用期間

映像は長期（最低5年）にわたって、使用することを想定する。

ク その他

制作した映像は、市ホームページやSNS等での使用を想定しているため、これらの仕様に適した汎用的なファイル形式によるデータで納品すること。具体的なファイル形式については、委託者と納品形態等を確認・調整し、データの納品等を行うこと。

(4) 旅中における体験型コンテンツ映像の制作（プロジェクション映像）

今後、山形市で整備を予定する「日本一の観光案内所」において、通年でプロジェクションマッピングを実施することを想定していることから、山形市の圧倒的な映像美を体感でき、山

形市の観光を疑似体験できる魅力的な体験型の映像コンテンツを制作すること。具体的には、山形市の雄大な自然景観や歴史的建造物、四季折々の風景を臨場感豊かに表現することで、訪れる人々がその場にいるかのような没入感を得られる映像表現を目指すこととする。これにより、実際の観光体験への期待感を高め、訪問意欲の向上や周遊促進、滞在時間の延長を図ることを目的とする。

ア 想定ターゲット

山形市に来訪した国内外の観光客

イ 映像シナリオ及び絵コンテの作成

旅中における体験型コンテンツ映像の企画立案を行い、各映像のシナリオ（タイトル含む）及び絵コンテを作成すること。

ウ 撮影

撮影に関しては、大型スクリーンやプロジェクションマッピングする空間に耐えうる映像投影ができるよう、解像度は原則 4K 以上かつフレームレート 60FPS 以上での 360 度映像の新規撮影を行うこと。また、ドローンを活用した空撮など最新技術を活用した撮影も行うことで、プロジェクションマッピングならではの臨場感や没入感を得られる映像表現を目指すこと。

また、野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。天候不良等による再撮の費用に関しては本事業費に含むこととする。

なお、受託者が保有している既存素材等がある場合には、使用することは制限するものではない。ただし、新規撮影の映像と組み合わせて使用する際は、編集後の映像の品質を損なわないように留意すること。

エ 撮影地

山形市の圧倒的な映像美を感じられるシズル感や没入感のある映像を表現するのに適切なスポットやコンテンツを撮影地として選定すること。撮影場所は基本的に山形市及び近隣自治体を想定する。なお、スポットやコンテンツは、撮影前に山形市と協議のうえ決定する。

（例）中心市街地、蔵王温泉、御釜、山寺、面白山、伝統文化、祭り、歴史的建築物、神社仏閣、温泉、アクティビティ等

オ 編集の方向性・制作本数

旅中の観光客の来訪時期やニーズに合わせて映像展開を行うことを想定し、制作にあたっては四季等に合わせた内容とすること。編集については、山形市の魅力が伝わり、臨場感や没入感のある映像体験ができるよう最新の映像・音響技術等を活用してプロジェクションマッピングのコンテンツを企画立案し、制作すること。また、必要に応じ音楽やナレーション、テロップ等を盛り込み、山形市外の視聴者や外国人が見ても興味喚起・理解できるような工夫をすること。

No.	テーマ	尺	納品本数
1	四季や観光ニーズごとのプロジェクション映像	5～10 分以内	3 本以上

カ プロジェクション映像の投影仕様

制作したプロジェクション映像は、下記の日本一の観光案内所における展示スペースや観光ギャラリーで全面投影（壁面・天面・床面）し、映像体験を提供することを想定する。

また、受託業務完了後（納入後）、制作された映像は、山形市が別途整備する日本一の観光案内所において手配・設置・調整した映像投影機器・音声機器を使用し、リピート再生して放映する。なお、制作した映像は 1 クール 5 分～10 分程度とすること。

【投影場所の想定与件】

- ・投影スペースのサイズ：横幅 8,000×奥行 8,000×高さ 5,500mm
- ・投影面数：5 面（壁面 3 面・天井 1 面・床面 1 面）

キ 使用期間

映像は長期（最低 5 年）にわたって、使用することを想定する。

ク 試写及び修正対応

委託者の立会いのもと、事前に試写を行い、委託者の承認を得た上で完成させること。
試写場所については、上記5（4）カで想定しているものに近しい投影空間を提案し、試写を実施すること。試写に関わる経費については本委託に含むものとする。

また、試写の結果、委託者が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。修正は最低2回以上を想定する。

ケ その他

納品に関しては、円滑にプロジェクションマッピングの投影が出来るよう、委託者と納品形態等を確認・調整し、データの納品等を行うこと。

（5）プロモーション及び効果検証

上記5（3）で制作した映像を活用し、SNS等によるプロモーションを行うことを通じて、制作した映像の効果検証を実施すること。なお、実施に当たっては山形市へ来訪する観光客等に効果的に訴求することを想定するなど、以下の要件を踏まえること。

ア 費用

本業務はシナリオ作成及び映像制作が主たる業務のため、プロモーション及び効果検証にかかる費用は税込1,100,000円を上限とすること。

イ ターゲット

旅行に関心を持つ20～30代女性をメインターゲットとすること。なお、他に効果的なターゲットが想定される場合は提案し、山形市と協議のうえ最終的なターゲットを決定すること。

ウ 配信媒体

映像の効果検証を目的とすることを前提としたうえで、上記5（5）イのターゲットがよく利用するSNSやWEB等の媒体を選定すること。

エ 配信エリア

宮城県・東京都・大阪府の3地域をメインの配信エリアとすること。なお、他に効果的な配信エリアが想定される場合には、提案し山形市と協議のうえ最終的な配信エリアを決定すること。

オ 配信内容

上記5（3）で制作した旅前における誘客プロモーション映像の短尺編を活用し、各映像の配信を行うこと。

カ KPI

以下に掲げる項目のKPI想定目標を設定し、達成することを目指してSNS等によるプロモーションを実施すること。基本的な考え方としては、各映像を視聴した人のエンゲージメント数（※3）やエンゲージメント率によって広告配信した映像がどれだけ訴求力があつたのかの効果測定を行う。なお、広告配信する各映像の再生回数は1万回以上を目標とする。

【KPIの項目例】

- ・表示回数
- ・再生回数
- ・クリック数及びクリック率

※3 広告の反応を指標として捉え、具体的には、いいね、コメント、シェア、クリック、保存、フォロワー数など、ユーザーが広告に対して行ったアクションの総数のこと。

キ 遷移先の想定ウェブサイト

広告配信における遷移先を設定する場合は、以下のウェブサイト进行想定すること。

【山形市公式ホームページ | 山形市の魅力】

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/citypromotion/index.html>

ク 効果検証のレポート作成

SNS等によるプロモーションを行うことを通じて、得られた結果（表示回数や再生回数、クリック数、エンゲージメント率等）を踏まえ、本業務で制作した映像の効果を分析・考察し、レポートを提出すること。

6 成果品の提出

(1) 内容

- ア 事業計画書
- イ コンセプトシート一式
- ウ 映像シナリオ及び絵コンテ一式（旅前における誘客プロモーション映像、旅中における体験型コンテンツ映像）
- エ 映像マスターデータ（編集された各映像及び一覧リスト、素材として撮影された各映像及び一覧リスト）
- オ 効果検証レポート
- カ その他、提案事項による成果物
- キ 業務実施報告書

(2) 形式

- ア 印刷物
上記6（1）ア・イ・ウ・オ・カ・キに関して、各5部を印刷して納品すること。
- イ 電子データ
上記6（1）すべてに関して、CD-ROMやHDD等に入れて1部を納品すること。

(3) 納期

令和8年3月30日（月）

7 著作権等

- (1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務の受託以前に受託者が権利を有するものを除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第12条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を譲渡するものとする。また、前項の著作権移転の対価は委託料に含まれるものとする。なお、委託者は、受託者の承諾なしに成果物を自由に複製、改変することができ、第三者に対し利用許諾することができる。
- (2) 受託者は、委託者及び第三者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、委託者と協議すること。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

8 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。

9 守秘義務

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

10 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (2) 仕様変更等については、受託事業者と委託者との協議により取り扱うこと。

- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えた場合、受託業者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、委託者と協議すること。
- (6) 業務実施報告書の作成にあたっては、委託者の指示に従いこれを行うこと。